

歴史公文書等の所在把握及び所在情報の一体的提供を目的とした 調査研究に係る中期的な計画

平成 27 年 7 月 16 日
館 長 決 定
平成 29 年 5 月 17 日一部変更

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 11 条第 1 項第 5 号の規定に基づき「歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究」を行っている。平成 27 年度事業計画に基づき定めた「歴史公文書等の所在把握に係る具体的な調査研究に関する計画」を変更し、平成 29 年度から適用する。

1. 調査目的

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体その他民間に所在する歴史資料として重要な公文書等について、どこに、どのような資料が所在しているかを幅広く把握するとともに、その成果について全国のアーカイブズ所蔵機関との一体的な情報提供を図り、スムーズな歴史公文書その他の記録の探索支援の仕組みの在り方を検討することにより、利用者サービスの向上及び重要な歴史公文書等の散逸防止につなげることを目的とする。

2. 調査期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。（詳細については別紙参照）

3. 調査内容

（1）アーカイブズ所蔵機関を対象とした調査

- ・歴史公文書等をはじめとするアーカイブズを保存し、一般公開している機関を有する国の機関、独立行政法人等、地方公共団体を対象として、①当該機関に関する情報及び②その所蔵するアーカイブズに関する情報を収集する。
- ・①については、「アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」（ISDIAH）に準拠して項目を設定し、②についても「国際標準：記録史料記述の一般原則」（ISAD(G)）に準拠した項目を設定する。
- ・②においては、行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）別表第 2 の「基本的考え方」及び「独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱」（平成 23 年 4 月 1 日館長決定）第 2 条の基準等を踏まえて、特に国に係る歴史公文書等の所在把握も行う。

（2）国の機関等における公文書等の散逸状況の調査

- ・かつて存在した国の機関や国策会社その他外郭団体を中心として、その保有する公文書等の引継・廃棄等に係る経緯を調査する。
- ・上記調査の成果を踏まえ、アーカイブズ所蔵機関のほか、民間の法人その他の団体又は個人を含めて散逸公文書等の所在把握を行う。

（3）所在情報の一体的提供に係る技術的な研究

- ・情報提供の仕組みの構築を目指し、提供するサービスの在り方、要件を整理する。
- ・上記成果に基づき、パイロットシステムを構築、試験的に当該情報を提供することにより、所在情報の一体的提供に向けた技術的な課題を確認することとする。

4. 成果の活用等

各期の調査研究成果（3（3）所在情報の一体的提供に係る技術的な研究に関する事項を除く。）は原則として館 HP 等において公表し、適宜業務内容に反映する。

5. その他

本調査研究に係る計画は、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

対象機関等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	備考
アーカイブズ所蔵機関を対象とした調査						
国の機関等 (国立公文書館等)	調査	追加・更新	新設機関について必要に応じて追加、更新			国立大学法人等を含む。
(歴史資料等保有施設)		調査	新設機関について必要に応じて追加、更新			独立行政法人を含む。
地方公共団体 (地方公文書館等)	調査	追加・更新	新設機関について必要に応じて追加、更新			
(公文書館等未設置)			調査			県及び政令指定都市まで
(都道府県立図書館)			調査			
国の機関等における公文書等の散逸状況の調査						
歴史資料として重要な公文書等の散逸状況調査			公文書等の引継・廃棄等に係る経緯の調査			かつて存在した国の機関等を対象
			散逸公文書等の所在把握			上記調査の成果を踏まえ実施
所在情報の一体的提供に係る技術的な研究						
のぞましい情報提供サービス (システム) の在り方調査	現状と課題の整理		事例調査	具体的機能・仕組みの検討	調査データ集約 要件定義	パイロットシステムの構築、 試験運用
						試験運用を通じた課題確認